

What's New

地域経済の動き、消費動向・トレンド等、経営に役立つ情報を定期的にお届けします。

▽▲▽ 注目の話題 ▲▽▲▽

最低賃金の引き上げと対応

岐阜県の地域別最低賃金が10月1日から24円引き上げられ、800円になりました（「ぎふ商工News10月号」で既報）。また、特定最低賃金は、例年12月に改定されています。

最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度で、地域別最低賃金（産業や職種に関わりなく都道府県内のすべての労働者に適用）及び特定最低賃金（岐阜県では電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、自動車・同附属品製造業及び航空機・同附属品製造業の事業所で働く労働者に適用）の2種類があります。

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金で、実際に支払われる賃金から一部の賃金（割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など）を除いたものです。また、最低賃金額以上となっているかどうかは、賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金（時間額）と比較します。例えば、賃金が日額で決められている場合、日額賃金を一日の平均所定労働時間で割った金額が、最低賃金額以上であることが必要です。

政府は、『2016年以降、毎年3%程度ずつ引き上げて、全国平均で時給1,000円を目指す』と表明しています。このため、目先の人手不足が解消すれば賃金額は頭打ちになるといった単純な構造ではなく、最低賃金の上昇は今後も続き、岐阜県内でも950円から1,000円程度にまで引き上げられることが予想されます（上のグラフを参照）。

では、企業は、どのような対応策が必要でしょうか。特にパート・アルバイトが多い小売・サービス業や外食産業にとっては、社会保険料加入対象者の拡大といった人件費上昇の要因が加わり死活問題になりかねません。

健全な経営のためには「売上高アップ」「粗利益率率アップ」等が重要ですが、そう簡単ではありません。そこで、人事施策上、人件費をコントロールする方法は、主に次の3つです。

(1) 人員（勤務時間）コントロール

時間当たりの賃金コストが上がる以上、生産性を高め、少人数で事業運営できる体制をつくらなければなりません。欧米諸国に比べて、特に非製造業の労働生産性が低いと言われる日本企業ですので、思い切った改善を考える必要があります。

曜日や時間ごとの売り上げと人員を比較して、生産性の低い時間帯は、シフト調整によりスタッフ数を大幅に絞ることも検討しなければならないでしょう。

(2) 賃金コントロール

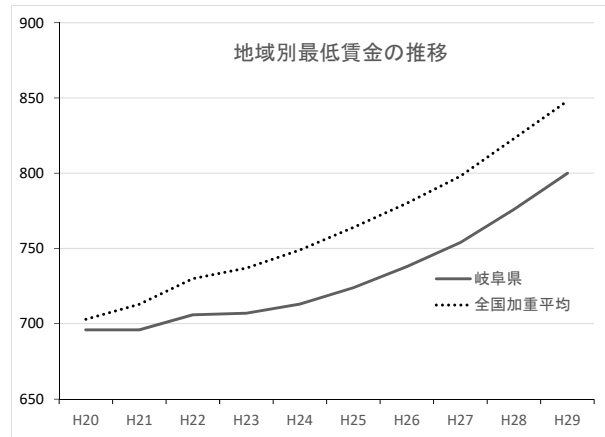
曜日・時間帯別の時給設定といった手段はあるものの、平均相場や最低賃金が急速に上昇していく環境下では、対応策の余地は限られると思われます。

(3) 雇用形態コントロール

正社員、契約社員、シニア社員、パート・アルバイト、派遣社員といった雇用形態ごとの人員構成の最適化です。

パート・アルバイト比率が高い小売業や外食産業でも、「契約社員店長」「パート店長」など非正規社員の戦力化策に加え、増加するシニア社員の活用、クラウドソーシングによる業務の外注化など、検討すべき対策は残されているでしょう。

なお、厚生労働省では、地域最低賃金の改定に向けて、中小企業・小規模事業者の方を対象に「業務改善助成金」の支給や相談窓口設置などの支援を行っています。詳しくは、商工会または岐阜労働局雇用環境・均等室（☎058-245-1550）へお尋ねください。



▲▽▲▽ キーワード ▲▽▲▽

サブリース (sublease)

又貸し、転賃のこと。不動産賃貸においては、大家（オーナー）から不動産管理会社などが部屋を一括で借り上げ転賃することを指します。住宅メーカーがアパート等の建設と共にオーナー側に提案してサブリース契約を結ぶことが多くあります。オーナー側は、大家業務を行うことなく、空き室が出て家賃滞納が発生しても毎月一定金額を管理会社から貰えます。

しかし、通常、家賃は2年ごとに見直され引き下げが行われることが多く、当初の金額が契約年中ずっと保証されているわけではありません。特に、わが国では、人口減少にもかかわらず新規住宅着工件数が多く、結果として住宅供給は過剰で、家賃は抑えられる傾向にあります。

また清掃・保守管理・修繕などの費用はオーナー負担となっており、当初のアパート等の建築費用に契約後の空き室などのリスクが上乗せされていることもあり、近年、社会問題として取り上げられることが多々あります。

平成29年11月1日